

障がい者雇用について

神奈川県 産業労働局 労働部
雇用労政課 障害者雇用促進グループ

法定雇用率の引上げ

障害者の法定雇用率が、段階的に引き上げられます。
あわせて、障害者雇用における障害者の算定方法の変更、助成金の新設・拡充などの事業者支援策が強化されます。
詳しくは、厚生労働省HPをご確認ください。

| | 令和5年度 | 令和6年4月 | 令和8年7月 |
|------------|---------|----------------|----------------|
| 民間企業の法定雇用率 | 2.3% ⇒ | <u>2.5%</u> ⇒ | <u>2.7%</u> |
| 対象事業主の範囲 | 43.5人以上 | <u>40.0人以上</u> | <u>37.5人以上</u> |

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

検索



神奈川県障害者雇用促進センター

当センターは、障がい者雇用をサポートする県の機関です。

【事業内容】

- **普及啓発のための訪問**(企業向け)
日程調整の上、職員が伺います。障がい者雇用への取組みのお手伝いをします。
- **見学コーディネート**(企業向け)
障がい者を雇用している企業や就労支援機関の見学会を、ご要望に応じて調整します。
- **社会保険労務士による出張相談**(企業向け)
障がい者雇用に関して、社会保険労務士による相談を調整します。
- **出前講座**(企業向け、支援機関向け)
ご希望に合わせて講座を出張開催します。
- **職業能力評価**(支援機関向け)
支援機関に対し利用している方の職業適性を理解していただくため、職業能力評価を実施します。

【お問合せ先】

神奈川県障害者雇用促進センター 045-633-5441

障がい者雇用促進に向けたフォーラム

企業経営者や人事担当者等を対象に、障がい者雇用に関する時機を得たテーマを取り上げた基調講演、雇用事例発表、パネルディスカッション等からなるフォーラムを開催します。

- 日時:10月18日(水) 午後
- 開催方法:会場又はオンライン
- テーマ:障がい者雇用がもたらす経営改善効果について
- 基調講演:横浜市立大学 都市社会文化研究科 教授 影山摩子弥氏
- 登壇企業:富士フィルムマテリアルマニュファクチャリング(株)
(有)川田製作所

精神障がい者雇用・職場定着支援セミナー

精神障がい者の雇用経験がない、もしくは、浅い企業等を対象に、精神障がい者の雇用に特化した雇用・職場定着支援セミナーを実施することで、企業が精神障がい者の雇用を進めるとともに、雇用される精神障がい者も就業継続ができることを目指します。

【第1回】

- 日時:8月2日(水) 午後
- テーマ:はじめの一步

●開催方法:オンライン(ライブ配信)

【第2回】

- 日時:8月23日(水)午後

●開催方法:オンライン(ライブ配信)

- テーマ:どうする?どうなる?これからの障がい者雇用
～雇用管理・業務拡大のコツをお伝えします～

【オンデマンド配信】

- 7/19～9/29

障がい者雇用に向けた企業交流会

障がい者雇用に関する課題や悩みを抱える企業の皆様を対象に、先輩企業による雇用事例の紹介や、参加者同士の意見交換等を内容とする障がい者雇用に向けた企業交流会「ともに働く」を開催します。以下の地域以外の企業様も参加できますので、ぜひご参加ください。

【川崎地域】

- 日時:10月27日(金) 午後
- テーマ:障がい者の活躍の場を広げる
東急百貨店「チームえんちか」の取組
- 開催方法:会場又はオンライン
- 登壇企業:(株)東急百貨店たまプラーザ店

【湘南西部・県西地域】

- 日時:11月28日(火)午後
- テーマ:雇用準備から職場定着まで
- 開催方法:会場
- 登壇企業:(株)ニッセーデリカ湘南工場

視覚障がい者の学ぶ場・働く場見学会

「神奈川県視覚障害者雇用促進連絡会議」では、視覚障がい者の雇用を促進するため、視覚障がい者の教育現場や事務職としての就労を知っていただくための見学会を開催します。ぜひご参加ください。

●日時:11月20日(月)午後

●定員:20名程度

●内容:

①学校見学:県立平塚盲学校

視覚障がいについてのセミナー、校内見学、視覚・歩行体験

②企業見学:横浜ゴム株式会社

企業担当者からの取組説明、当事者との座談会、業務実演、就労現場の見学

精神障害者職場指導員設置補助金

精神障がい者を雇用し、職場指導員を設置して、障がい者が職場に定着することができるよう配慮している中小企業へ補助を行う、神奈川県独自の補助金です。

【補助要件】

- 1週間の所定労働時間が20時間以上の精神障がい者が1人以上在籍していること
- 主たる事業所及びその障がい者が在籍する事業所が神奈川県内にあること
- 常用雇用労働者数が43.5人以上100人未満であること
- 職場指導員を設置していること
- 特例子会社でないこと 等

【補助内容】

- 補助期間:3年間
- 補助金額:1年目は月額3万円、2年目及び3年目は月額2万円

特例子会社等設立支援補助金

これから県内に特例子会社等を設立しようとする事業主に対し、設立プラン策定に要する経費等を補助する、神奈川県独自の制度です。

【補助対象】

- 県内に本社があること
- 常用雇用労働者数が43.5人以上であること
- 障害者雇用促進法に定める特例子会社として認定を受けること など

【補助内容】

- 補助率:3分の1
(複数の重度障がい者を雇用するとき、又は対象が中小企業の場合は2分の1)
- 上限額:500万円
- 決定方式:先着順 など

かながわ障害者雇用優良企業認証

県では、障がい者雇用に積極的に取り組む中小企業等を「かながわ障害者雇用優良企業」として認証し、その取組内容などを県ホームページを通じて広くPRしています。

【主な要件】

- 常用雇用労働者数:300人以下
- 県内事業所の障害者実雇用率:4.0%以上
(常用雇用労働者数43.5人未満の企業は障がい者を2人以上雇用)等

【メリット】

- シンボルマークを名刺等に使用できる
- ハローワーク求人票に記載できる
- 県の優先調達の対象になれる等



かながわ障害者雇用優良企業